

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號四・三・二第 卷九十五第

彙報

戰時國債消化促進の方法……………	神戶正雄
企業國家性の問題……………	谷口吉彦
日露戦争後の外資輸入……………	堀江保藏
王濤の紙幣論……………	穂積文雄
アメリカ海運政策論批判……………	佐波宣平
國策コンツェルンの形成と構造……………	靜田均
方法論史研究の意義……………	出口勇藏
租税・補助金と獨占價格……………	木下和夫
二つの地方財政論……………	汐見三郎
Sクズネツツ「一九一九年乃至一九三五年の國民所得と資本形成」……………	岩根達雄

行發月十年九十和昭

## 國策コンツェルンの形成と構造 (承前)

靜 田 均

### 六

ヒアールグ・コンツェルンの主翼を形づくるアルミおよび窒素工業は、第一次歐洲戦争の勃發を契機とする緊急の國防的要請にもとづき、舊ドイツ國家の手厚い保護助成のもとに、同じく國家による電力の開發と統制とを基盤として生長を遂げたものである。それだけに戦争の終結による環境の變化に伴ひ、存立の基礎條件を奪はれる可能性の多いものでもあつた。そこでこれら國家的諸事業の經營を大藏省工業局 (Industriebeilegung) にゆだね、來たるべき平和克復の日にそなへようとする案は、つとに識者の懐抱するところであつた。

不幸にして戦局が運命的な敗北に歸着すると共に、いまやドイツの經濟は好むと好まざるとを問はず、清算と再編を不可避とする情勢を孕んだ。さうして經濟的復員が進行するにつれ、國有企業乃至國家企業は大藏省工業局に接收されることになつたが、それはむしろ豫定の筋書を實現したといつてもよいであらう。しかも戦後のいはゆる『過渡時代』 (Übergangsperiode) を通じて、大藏省に接收された企業の数に殖える一方であつた。われわれはこゝでイルゼグー製鋼所 (Die Isecker Hütte) をよびドイツ製作所 (Die Deutsche Werke) について語るところあらねばならぬ。

戦争の勃發によつて滿俺鐵の輸入は杜絶した。窮境に陥つたドイツは代用鐵の獲得に努力を拂はねばならな

1) G. Guggenheim, Der deutsche reichseigene Industriekonzern, 1925 S. S. 36ff.

つた。これまで外國産の富鐵を原料としてゐたウェストファリアの製鐵會社のうちで、イルセダー製鋼所は滿俺鐵鑛を使用してゐた點でとりわけ注目をあつめた。イルセダー製鋼所は當時ドイツにおける最優秀工場の一つであつて、原鐵の採掘から鉄鋼・壓延にわたり一貫作業を營み、高收益をもつて聞えてゐたからである。一九一五年戰時原料局の懲懲によつて、ライン・ウェストファリアの諸製鐵會社はイルセダーから滿俺鐵鑛の供給をうける協定を結んだ。従來は自社用の原鐵を採掘するにとどまつてゐたのであるが、右の協定の成立に伴ひ、イルセダーの滿俺鐵鑛採掘は著しく促進され、戰前の九二萬噸から一九一六年の一五〇萬噸へと急激に増大した。ついで一九一六年末例のヒンデンブルグ綱領の發表を見るや、八〇〇萬噸乃至一〇〇〇萬噸の原鐵生産が新たにイルセダーに課せられることゝなつた。それは大々的な資材と勞働力の投入によつてはじめて果されうるものであること、いふまでもないが、所要資金を獨力によつて調達することは不可能であつたので、政府側で所要資金の五分の四を引受けるといふ協定が成立した。つまり一五〇〇萬乃至一七〇〇萬マルクのうち一二〇〇萬マルクが政府の負擔なのであるが、その代り原則として平和克復後六箇月以内に鑛石の引渡を終らねばならぬといふ條件が附せられ、イルセダーは一九二八年までその履行を義務づけられたのである。

しかし戰敗によつて情勢は全く一變した。最も重要な鐵鑛地帯であるロートリンゲンは無残にもドイツから剝奪された。加ふるに爲替相場の慘落は國外よりの原鐵輸入を困難に陥れ、最小限度にとどめるべく餘儀なからしめた。戰前の計算によると、ドイツの國內生産二八六〇萬噸に對し、ルクゼンブルグよりの七三三萬噸のほか、なほ一一四萬噸の輸入を必要としてゐたのであるから、生産高二一三萬噸にのぼるロートリンゲの喪失がドイツの國際貸借にとつていかに致命的な打撃であつたかは、想像にかたくない。

ところが一九一九年のはじめになると、ロートリンゲンおよびスウェーデンからの原鑛輸入は全く杜絶した。いきほひドイツは残された國內鑛山の開發に馬力をかけ、國民經濟の全需要を賄はねばならぬ破目に陥つたのであるが、時あたかも社會化の風潮の昂揚した際であつたから、イルセダーの國有化といふことが論議されるやうになつた。その根拠はだいたい次の如きものである。(1)ドイツ最大の鐵鑛の一つを私有より國有に移し、國家的な開發および分配政策によつて、輸入原鑛の價格調節を行ひうることに。(2)優秀會社を國有に移すことによつて社會化に一步を進めると同時に、社會化に對する不信を一掃しうることに。(3)一二〇〇萬マルクから四〇〇〇萬マルクに増加した政府側の資金を國有財産に編入しうることに。

かくして一九一九年八月十三日イルセダー製鋼所の買收に關する法案が國民議會に提出されるにいたつたのであるが、たちまち各方面に轟々たる反對を捲き起した。火の手は當のイルセダー製鋼所から上つたばかりではない。總じて社會化の前に戰慄した資産家階級は、國有化の結果豫想される業績の低下を指摘して極力反對を表明したのである。彼等は戰時中を通じて國家が大企業的所有者として極めて重要な役割を果した事を看過したのみならず、國家がイルセダーを株式會社の形態のまま他の會社と關係づけることができるかどうかといふ最近な問題の所在にすら氣づかなかつた。

他方、反對の空氣はイルセダー製鋼所に勤務する八〇〇〇の工員の間にも強かつた。工場金庫に多額の貯金をなし、年二〇パーセントといふ法外に高い利廻りを享受してゐた彼等は、すでに小資産家になりきつてゐた。國有に移つたお蔭で、整理の厄にあつたり、利子收入の減少を招くが如きことは、彼等にとつて何よりも好ましくあらぬ事態であつたに違ひない。

政府當局とイルセダー製鋼所との間に、長期にわたつて幾度か交渉が重ねられた。その結果、最後に落着いた案はかうである。すなはちイルセダーは、政府の支出にかゝる三〇〇〇萬マルク（もとは四〇〇〇萬マルク）を四箇年間に年賦償還で決済することとし、他方、管理委員會を設けてこれにあらゆる鑛山勞務者に對する監督權を與へると同時に、濫掘・擔保提供・讓渡・社債發行・増資等に對する否認權を與へ、また監査役の選任權を與へることとした。なほ政府は銑鐵および鋼塊の先買權を保有し、鋼材の販賣については國有工場に最惠約款を與へることを承諾せしめ、最後に工員の積立金に關しては、その時々配當の高低に應じて利子歩合を變更することにあらためた。かやうにして政府の資本參與は結局二五パーセントに低下したが、株主たちの權利はかへつて著しく制限されるにいたつたのである。

更生したイルセダーはその事業を繼續した。そして一九二二年三月にはボフォーム製鐵所 (Bochum Verein für Bergbau und Gussstahlfabrikation) の『フリードゥキッヒ大王』炭鑛を買收し、自社用の石炭およびコークスの製造にあつた。一九二〇年倍額増資をなし、一九二四年二月の金マルク勘定によると、六四〇〇萬マルクの資本金であつた。

## 七

ヒアীগ・コンツェルンの有力な一支柱としてドイツ製作所 (Die Deutsche Werke) なるものがある。ドイツ製作所は多數の官營軍需工場が戦後整理されて株式會社に改組されたものに外ならない。

戦前のドイツにおける軍需工場は、大部分クルップその他の民間會社のものであつたといへ、なほそれとならんで支分國の官營軍需工場が無視すべからざる重要性を擔つてゐた。ところでこれらの官營軍需工場は、各支

分國がその時々必要に應じて然るべく經營してゐたのであつて、多くの資本主義的大企業に見るやうな商人的な組織ではなく、合理的な計算や記帳を必ずしも實行してゐなかつた。經營の衝にあたるものは私的企業者ではなくて、技術者や軍人であつたから、官僚的な『正確の原則』に従つて管理してゐたといふ程度にすぎなかつたのである。従つて計理は至つて簡單なものであつた。原料や賃銀にあてるべき經費はちやんと確定されてをり、豫算面には一定の費目に應じて一定の金額が計上されてゐたといふへ、戦時中を通じてたゞ生産の増強をはかるといふことだけが最大の關心事であつて、採算の如何は問題でなかつた。

一九一八年の秋、例の革命騒ぎが勃發すると同時に、もはや軍需生産の續行は見込薄となつた。對策としては次の二つのいづれかを選ぶほかなかつた。第一は官營工場を民間に拂下げるといふ案であり、第二は軍需工業から平和産業に轉換せしめるといふ案である。しかし、どつちにしても種々の難點に逢着することは免れ難いところであつた。第一案に對しては財政上の犠牲が大きすぎることに、多年勤続した吏員や勞務者の轉失業問題を伴ふこと等があげられ、第二案に對しては勞働者側に根強い反感があつたこと、官營事業には管理技術の拙劣がつきものであること等が指摘された。しかし、ヴェルサイユ平和條約第一六八條第二項が軍需工場の閉鎖を規定してゐるとすれば、平和産業への轉換以外に更生の道が所詮考へられないことは明かである。その結果、一九一九年十月國民會議で確定された最後案は、『自己の収益により企業として獨立しうる』との見込のもとに、できるだけ事業の轉換を行ひ、經營を續行せしめる方針に落ちついた。同時にこれらの分工場は國防省から大藏省に移管されることになつた。

ほゞ以上の如き経緯を辿つた後、接收工場の經營状態が明るみに出されると、それは全く支離滅裂であること

が判つた。なかんづく戦前に設立された工場は、近代的な經營の原則に従つてゐなかつた。尤もそれは最初から考へられないことではなかつたが、戦時中擴張につぐに擴張をもつてし、異常の膨脹をとげた工場もまた御他聞に洩れぬことが明かとなつた。つまり當時は戦争が終りを告げ、平和産業に轉換される場合のことなど到底顧みる餘裕がなかつたのである。有機的な協力を可能ならしめる工場間の連繫はしばしば缺けてゐた。輸送施設は不備であつた。現場と事務との連絡はついてゐなかつた。夥しい未稼働設備があるかと思ふと、原料のストックは不足を告げてゐた。およそ此の如き状態でありながら、なほ引合はぬ供給契約を甘受して事業を繼續し、しかも多數の失業労働者の再雇傭を敢へてせねばならぬといふのが、當時戦後ドイツ政府を圍繞した政治的經濟的情勢であつたのである。

## 八

以上概観したところよりして、ドイツ國家が戦時中から戦後にかけて直接間接關係した事業が如何に多方面にわたつたかは、おほよそ明かであらう。それらの事業は私法的な會社形態のまま、大藏省によつて統轄されたとはいへ、むしろ雜然たる烏合の衆にひとしく、全體としての組織と統一とを缺いてゐた。さうして單なる私法的な會社形態をとるだけでは、私的企業の長所を存分發揮せしめるに足らぬことを、事實は何よりも雄辯に語つてゐた。

しかるに一九二三年のはじめ大藏省の機構改革が問題となり、つひに四月一日をもつて斷行された。それと關聯して大藏省關係の諸事業の整理が日程にのぼつたが、これまでのやうに行政官廳が直接統轄するといふやり方をあらためて、二つの機能を分ち、固有のコンツェルン指導を新設の屋根會社に移し、大藏省はもつぱら財産の

保全乃至管理にあたることとなつた。換言すれば、前記一聯の國策企業の指導はあげてこれを合同工業企業株式會社 (Vereinigte Industrie-Unternehmen A.G. Berlin) にゆだね、大藏大臣は退いてその唯一の株主となつた。ちなみに合同工業企業株式會社の主な事業は左の如くである。(1)各種事業への參與、(2)事業の經營・管理・融資ならびに銀行業務の經營、(3)その他會社の目的達成または促進に必要な一切の事業。

上來すで見たるが如く、大藏省關係の諸事業は、當初からその生産的な運營を期して、戰時中に設立された諸企業の例にならひ、『私經濟的形態のもとに私經濟的方法をもつて』經營する方針で進んできたものであつた。電力にせよ、アルミにせよ、民間の營利會社の協力のもとに私經濟的組織をもつて運營されたし、窒素にしてもバイエルン窒素工業會社の指導による私經濟的經營が行はれたのであるが、いまや意識的に傳統的な公企業の形成を斷念して、より效果的な新しい企業形態が選ばれることとなつた。換言すれば、個々の企業の内部構成が私的資本主義の原理に立脚するだけでなく、それら企業間の相互關係が生産技術的および經濟的な脈絡をもつて編成され、組織化されたのである。

合同工業株式會社の設立されたのは、一九二三年三月七日のことである。當時ドイツにおいては一聯のコンツェルンが擡頭し、戰後經濟の擔ひ手として華々しい活躍を演じはじめてゐた。ヒアグ・コンツェルンはまさしくこの時流の波に乗り、新時代の寵兒としてスタートを切つた。合同工業企業株式會社の設立と共に、從來大藏大臣の所有してゐた關係諸企業の株式は悉く同社の所有に移つた。合同工業企業株式會社は主な會社の株式の全部または過半を掌握する持株會社として傘下の諸會社を統轄するわけである。ところで合同工業企業株式會社そのものは國家資本に立脚する國策會社であり、傘下の諸會社もまた國家資本によつて培養されたといふ特殊の經



歴をもち、國家の手からヒアীগの手に肩替りされたものである。してみれば、われわれはおそらく正當にこれを國策コンツェルンと呼ぶことが出来るであらう。

要するに、一九二三年『合同工業企業株式會社』の創立をもつて生涯をつけたヒアীগ・コンツェルンは、ドイツ政府關係諸事業の戦後經營の具體化であり、私經濟的原理に基づく企業結集體にほかならない。爾來今日にいたるまで約二十年。その間ドイツの經濟はいくたびか波瀾を重ねたが、ヒアীগ・コンツェルンはつねに着實な歩みを續けたといつてよい。一九二九年より一九三二年にかけ、史上未曾有の大恐慌が到來するや、破綻を暴露し、崩壞に瀕したコンツェルンが少くなかつたに拘らず、ヒアীগ・コンツェルンはさうした試練の嵐によくたえて、微動だに示さなかつた。この事實は、傘下の諸企業が堅固な支柱として役立つたことを物語ると共に、首腦部の指導またよろしきを得たことの證左でなければならぬ。

ヒアীগ・コンツェルンはすでに二十年の歴史をもつてゐる。しかし、それについて述べることは本稿の目的とするところではない。たゞ最近におけるコンツェルンの構造に展望を與へ、その意義と役割についてなほ一言を費しておきたいと思ふ。

## 九

ヒアীগ・コンツェルンの傘下に所屬する企業の數は、大小あはせて約三十社にのぼる。そのうち合同工業企業は約二十社の株式の五〇パーセント以上を掌握してゐるのであり、それらは大體直系の子會社と見做すことができる。ところでヒアীগ・コンツェルンの主力は、なかんづく電力部門に注がれ、總投資額の約六〇パーセントをしめる。電力部門のうち最大の子會社である『エレクトロ・ウェルケ株式會社』の株式は、悉く合同工業企業

2) O. Klug, Konzerne in der neuen Wirtschaft, 1936.

の手中にある。さうしてエレクトロ・ウエルケはそれ自身が多數の電力會社を支配するコンツェルンであつて、傘下の主要電力會社と合同工業企業とを結ぶ紐帶である。エレクトロ・ウエルケはラインウエストファリア電氣會社とならんで、歐洲きつての大電力會社だ。それはアメリカのナイアガラ水力發電會社に比肩するほどの規模をもつ。年間發電能力一五億キロワット時。エレクトロ・ウエルケ系統の會社全體の發電能力を合算すれば、優に三〇億キロワット時をこえる。

總じてヒアীগ・コンツェルンの電力部門の營業ぶりは毫も官僚主義的でなく、『商人的見地にもとづいて指導された模範的經營』だと稱せられてゐる。しかし、われわれは他方において民間の營利會社に期待しがたい面の存することを見逃してはならぬ。ヒアীগ・コンツェルンは國家の負擔なしに、技術的および一般經濟政策的課題を大々的に遂行した。東ドイツの電化のため先頭に立つて一役演じた如き、その例證にほかならぬ。

電力について重視すべき部門はアルミニウムである。その主な擔當者は合同アルミニウム製造株式會社のラウタ工場とバイエルン・アルミニウム株式會社イン工場であり、特に前者は世界的に有名である。ラウタ工場の竣工したのは一九一八年の秋のことだが、爾來アルミ生産の技術的進歩に幾多の貢獻をなすと同時に、戦後のドイツをアルミ輸出國として世界市場に進出せしめ、國際貸借の改善に寄與したところ多い。ドイツが第二次大戰の直前、世界最大のアルミ生産國となつたのも、これら諸國策會社の活躍に負ふことを知らねばならない。

ヒアীগ・コンツェルンの第三部門として、われわれは石灰窒素工業をあげることができる。この部門の代表的擔當者は、バイエルン發電株式會社である。子會社にドナウ石灰工業會社をもつ。

ヒアীগ・コンツェルンの第四部門を形づくるものは、鐵鋼および機械工業である。なかんづく著名な會社は

ドイツ製作所の後身であるドイツ製作工業株式會社 (Deutsche Industriewerke A.G.)、ラインメタル・ボルジツピ株式會社 (Rheinmetall-Borsig A.G.) およびイルセダー製鋼所の二つである。

以上の四大部門のうち電力およびアルミニウムは戦後の需要増大と生産技術の改善によつてだいたい順調に推移し、好調を呈したが、窒素工業および機械工業は一般的な生産過剰に悩まされ、概して困難な過程を辿つたといふことができる。<sup>3)</sup> ともあれヒアーク・コンツェルンの投資分野が各種の産業に跨つてゐることは、損益調整のうへに極めて有利であり、景氣變動に對して抵抗力の強かつた一斑の理由を形づくるものであらう。

最後にヒアーク・コンツェルンの金融および監査部門として特殊の地位をしめるライヒ信用株式會社 (Reichs-Kredit-Gesellschaft A.G.) およびドイツ監査信託株式會社 (Deutsche Revisions- und Treuhänd. A.G.) についで一言しよう。前者は資本金四〇〇〇萬マルク、全額ヒアークの出資であり、後者は資本金一〇〇萬マルク、株式の七〇パーセントまでヒアークの掌握にかゝる。

ライヒ信用株式會社はヒアーク・コンツェルンの機關銀行として發足したところのいはゆる『コンツェルン銀行』にはかならないが、その發展は頗るめざましく、特に大恐慌以後躍進をとげ、今日ではもはや單なる『コンツェルン銀行』ではなく、むしろドイツ一流の銀行として知られてゐる。<sup>4)</sup> 支店こそたないが、その營業よりは民間銀行と異るところがない。總じてドイツのコンツェルンはその傘下に銀行を有するものゝ少いのを鑑み、特筆に値すると同時に、それが國家資本にその基礎をもちながら、近年著しく民間銀行的な色彩を加へつゝある點は注目すべきである。

監査信託會社はヒアーク・コンツェルンの監査機關として特異の地位をしめてゐる。しかも今日ではひとりヒ

3) 東亞經濟調査局『獨逸の國家企業』昭和八年  
4) 梶見・島本『獨逸金融組織論』昭和十年

アーグおよびその傘下諸企業の監査のみに限らず、コンツェルン以外の諸企業の監査にも携つてゐる。いづれにせよ、ヒアーグ・コンツェルンの運営において技術的ならびに組織的機能が上記の銀行および監査會社によつて分擔される點は、顯著なる特色といつてよい。かくて合同工業企業株式會社はコンツェルンの頂點に立ち、諸種の企畫にあたり、傘下諸企業を統轄して營業の大綱を指示するのであるが、しかし株式の全部または過半を所有する直系の子會社に關しては相當突込んだ内面的指導にあたるものゝ如く、それら諸會社の財産状態は統一的な貸借對照表の作製によつて公開される。コンツェルン貸借對照表の作製はコンツェルンの内部關係を一目瞭然たらしめ、社會の嚴正なる批判に有力な資料を提供するものであつて、近時多くの論者の推奨するところであるが、ヒアーグ・コンツェルンはまさに先驅的模範を展示したものと云ふことができよう。

## 十

一九三三年一月三十日ナチスの政權獲得を契機として、自由經濟は統制經濟に席をゆづつたが、それと同時に新ドイツ國家におけるコンツェルンの地位と役割について樂悲兩様の觀測が行はれ、ひとしきり種々の論議が擧はされた。その際積極論者はまつさきにヒアーグ・コンツェルンをあげて、ナチス治下におけるコンツェルンの存在理由を力説したものである。

たしかにそれは國家とコンツェルンの關係を語る典型的な例證として注目されてよい。しかしわれわれの見逃してならぬことは、ヒアーグ・コンツェルンがナチスの登場以前十年の歴史をもち、すでに確乎たる存立の地盤を築き上げてゐたといふことである。ヒアーグ・コンツェルンの好調はいつたい何に由來するのであらうか。われわれはまづ國家との關係を、次にコンツェルンの樞軸である合同工業企業と傘下諸企業との關係を顧みなければ

ならない。

第一の問題についていへば、國家はヒアーグの有力な株主であり、監査役としての椅子をしめてゐるが、しかしコンツェルン乃至コンツェルン諸企業の運営に關して官僚がましい干渉を加へないのみならず、コンツェルンの側においても政府筋の容喙をさけ、コンツェルンの獨自性を保持すべく意を用ひた。ヒアーグ・コンツェルンの首腦者は國家と異體同心の間柄にあることをよく自覺し、コンツェルン諸企業の國家性と經濟性の調和に萬全の配慮を怠らなかつたといふことができる。さうしてこのことが可能であつたゆゑんものは、ひつきやうコンツェルンの首腦部に優秀な人材を据えたからにほかならぬ。

合同工業企業株式會社は物財の生産や銀行業務の經營を直接擔當するものでなく、單に屋根會社として、あるひは持株會社として、コンツェルン諸企業の株式を管理し、かねて長期の融資にあたるだけである。従つて傘下の事業會社や銀行乃至信託會社は一應獨立の形でそれぞれ自己の業務を營むわけであるが、それにも拘らず全體としてコンツェルンが有機的構造を喪失しないやうに戒心を加へたばかりでなく、絶えず國家の政治的經濟的利害を勘案して傘下諸企業間の連絡と提携をはかつてきたことは特筆されてよい。事業報告の一節にいはいはく、『本社』は主要企業の有機的發展を越えた擴張を意識的に避けた。またコンツェルンに對する過信をいましめ、個々の企業相互間の緊密な提携を傷つけることなしに、しかも個々の企業の獨立的發展を促進することに重きを置いた』と。これは決して單なる自畫自讚ではない。

ところでナチスはコンツェルン一般に對してどんな根本的考へ方をもち、實踐において如何なる政策的態度をとつたのであるか。これに關してわれわれはおよそ三つの基本線をとることができる。第一は、コンツェルン

5) H. Brökelmann, Beiträge zum Verwaltungs- und Rechnungswesen des Konzerns. 1939, S. 37.

の指導者をして企業者としての責任を果さしめること。これがためコンツェルンの中樞部に位する會社にコンツェルン指導者の名稱を冠らせ、責任の所在を明かにする方針を示した。第二、單なる資本の保全を目的とする會社の存在を忌避し、コンツェルンの構造の中からこの種の會社をできるだけなくさうとした。第三、コンツェルン諸企業の相互關係を簡單化し、その内部を一目瞭然たらしめることに努めた。

右の何れもがナチス獨得の人間觀・民族觀・社會觀・經濟觀によつて裏づけられてゐることは、おそらく推察にかたくないであらう。約言すれば、それは資本主義的企業の權化である株式會社の唯物性と無名性、株式の抱合による責任の所在の不明瞭、所有と經營の分離に伴ふ有機性の喪失等々に對する痛烈な批判であり、これに代るものとしての新たな建設的對策の提唱にほかならぬ。かくてナチスが資本會社の人的會社への改組、抱合株の償却、統一的なコンツェルン貸借對照表の作製等を奨勵する態度に出たことは、毫も理解に困難なことではない。舊來の株式會社制度が上記の如き弊弊を保有してゐたことは確かであり、この點を是正することなしに經濟の健全なる成長、財界の淨化、弱小投資大衆の利益擁護は望まれぬであらう。だが、それはナチス以前よりすでに幾度か指摘されきたつたところであり、ナチスの新株式會社法の制定といへども決してしかく變革的なものではない。舊來の株式會社制度に種々の宿弊の存する如く、その必然の所産であるコンツェルンにも種々の病根の存することは明かである。しかし、株の抱合による持株會社の濫用の如き、最も警戒を要するものといはねばならぬ。この意味において抱合株の償却や統一貸借對照表の公表等は充分の理由をもつて推稱することができるであらう。

とはいへ、資本會社の人的會社への改編によつて、コンツェルン指導の適正と責任の昂揚を期せうと考ふる

6) 大隅健一郎『獨逸株式法に於るコンツェルンの規整』(法學論叢、第三九卷、第五・六號、昭和十三年)

が如きは、明かに現實に即せざる觀念論にすぎないと考へられる。けだし、人的會社より資本會社への發展は、極めて自然なる歴史的進化を意味し、企業規模の擴大に伴ふ巨大資本の調達は、人的會社の能力の彼岸に横たはる問題だからである。またさらでだに封鎖的な人的會社は、公的な監査を免がれる限りにおいて、虚偽と不正の温床でもありうるからである。さうしてヒアーゲ・コンツェルンの存在は、たまたまわれわれの見解に有力な裏書を與へるものではなからうか。それは國策コンツェルンとして異彩を放つてゐるが、構造においても、また運営においても、近代的なコンツェルンの長所を極度に發揮したものだといつてよい。われわれは最後に『ドイツ株式會社便覽』の一節を引用してこの間の消息を語らしめようとおもふ。いはく『適正に指導された株式會社が見るべき成果をあげてゐることは、ドイツにおける最も大きな且つ最も重要な持株會社たるヒアーゲがこれを證明してゐる』<sup>7)</sup>と。

7) Handbuch der deutschen Aktiengesellschaften, 1937, Bd. IV, S. 457.